

「ぶち楽山口」会則

第1条（名称）

本会は、「ぶち楽山口」と称する（以下「本会」という）。

第2条（目的）

本会は、地域の人々の交流の場となるイベントを企画、運営し、イベント参加者の「笑顔」と「仲間作りのきっかけ」を創造することにより、地域活性化に繋げることを目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域活性化に繋がるイベントの企画、運営
- (2) 会員の意識向上及び親睦を図る活動
- (3) 趣旨を同じくする団体との交流及び協力
- (4) その他本会が目的達成のため必要と認めた活動

2 本会は、会長居宅を活動の拠点とする。

第4条（会員）

本会は、別紙1記載の者を会員とする。

2 会員は会費を負担する。会費は年間1,000円とする。

第4条の2（財務）

本会が保有する物品、現金等は適切に管理される。

第5条（総会）

必要に応じて総会を開く。定期総会は毎年3月に開催し、次年度の活動計画を決定する。

第6条（役員）

役員は会長、事務局、会計、監査、運営委員とし、総会において選出する。

2 役員任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

3 会長は、本会を統括して会員とともに会を運営する。

4 運営委員は本会の活動方針を審議、決定するとともに、各活動毎に実施責任者として、企画、具体化及び施行までを統括する。

5 事務局は本会の事務連絡及び会計を担当する。

6 監査役員は本会の活動及び会計予算の執行に関して、適正に実施されているか監査を行って、総会で報告する。

第7条（活動年度）

本会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条（会則の改正等）

この会則の改正は総会において行う。

役 職	氏 名
会 長	小 下
会 計 及 び 事 務 局	上 田
監 査	泉
運 営 委 員	築 城 中 尾 長 原 難 波 南 部 樋 田